

＜第5分科会＞

「支援学校における食に課題のある児童生徒への対応」

指導助言者 大阪府教育庁教育振興室保健体育課
指導主事 高 奈緒子

【はじめに】

大阪府立思斉支援学校では食に課題のある児童生徒への課題解決に向けて、まず実態を把握する際に数値を活用することで、客観的に児童生徒等の実態を把握し、何が課題であるかを明確にした上ですすめることができている。これにより食に関する指導の評価も客観的に行うことができ、改善につながる取組みとなっている。この点は各校において取組みをすすめる際の参考としていただきたい。

【取組みについて】

令和3年度、思斉支援学校において肥満度 20%を超える児童生徒等の割合が 20.7%と府立支援学校全体の 19.5%を超えており、他の府立支援学校と比較しても高い傾向が見られた。このことに対し、「夏休み・おやつしらべ」の調査を対象者に配付し、取組みを進められている。提出率の低さは課題の一つと考えられるが、提出のあった保護者へは栄養教諭からフィードバックを行っており、体重の記録についても変化をわかりやすくグラフに表している。また、あまり噛まずに食べてしまう児童の保護者には給食時の指導方法を伝え、家庭でも実践してもらい、学校と家庭が連携した指導を行うことができるようになってきている。今後、この取組みの評価を行い、児童生徒等や保護者の意識がどのように変容し、行動変容が課題の解決につながるのか経過観察を継続していく必要があると考える。

加えて、令和4年度は食生活・生活習慣に不安のある保護者へ個別相談を行っている。支援学校の教育は、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」と示されている。また『養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論の取りまとめ』において、個別相談については「食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導といった栄養教諭でなければ実施できない業務」とされており、栄養教諭が中心となって行うべき業務である。さらに思斉支援学校のめざす学校像の一つに『「地域で豊かに生きていく力の育成」をめざす』とあり、栄養教諭の専門性を生かし、食生活の改善点について助言を行う等、豊かに生きていく力の育成につながるができていると思われる。自立を図るために必要な知識技能をもつことは、すべての児童生徒等に必要なことではあるが、支援学校の児童生徒等にとっては特に必要な能力であると考えられる。

発表原稿には、支援学校に通う児童生徒等の中には触覚や嗅覚等の感覚過敏やこだわりのため、給食をそのまま喫食できない児童生徒も在籍するとある。そういった児童生徒等にも給食指導を通して持参している調味料を減らすことができた。支援学校の児童生徒等は特に個々の特性が多様であるため、日々児童生徒等と関わる担任の教員との連携が重要であると考えられる。今回も担任から日々言葉をかけ、改善につながっている。実態把握の際にも担任教員との連携が必要であるが、指導を行う際にも担任教員との連携は欠かすことができない。

【おわり】

個別的な相談指導を行うにあたっては、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」を参照し、成長曲線等を用いてスクリーニングを行い、アセスメント、個人目標の設定、相談指導計画を行っていただきたい。栄養教諭の専門性を発揮できる分野において児童生徒等、保護者、教職員から頼られる存在となるよう学校、教育委員会とともに取組みを推進していただきたい。